

火災予防分野における手続の電子申請の運用が始まります。

横浜市消防局では、令和3年10月1日から火災予防分野に係る手続の電子申請を試行的に運用しながら、効率的なデジタル化の検証及び内部システムの改修を進めてきました。

この度、消防法令に基づく8様式について、届出者の申請から消防局内の受付まで一連の手続がデータ連携できる環境を整備したことから、電子申請の運用を開始します。

● 運用開始日

令和4年12月16日（金）

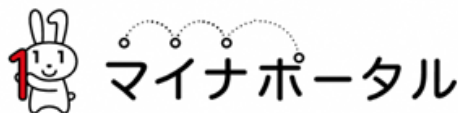
● 対象手続

対象となる手続は消防法令に基づく8様式になります。

- ①防火・防災管理者選任（解任）届出書
- ②消防計画作成（変更）届出書
- ③統括防火・防災管理者選任（解任）届出書
- ④全体についての消防計画作成（変更）届出書
- ⑤自衛消防組織設置（変更）届出書
- ⑥防火対象物点検結果報告書
- ⑦防災管理点検結果報告書
- ⑧消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書

● 電子申請の方法

マイナポータル・ぴったりサービスを使って、パソコンやスマートフォンで申請を行います。
※申請にマイナンバーカードは不要です。



市町村を「横浜市」



カテゴリは「救急・消防」で検索！

● 期待される効果

- (1) 24時間365日いつでも申請ができます。
- (2) パソコン・スマートフォン・タブレットから、どこでも申請ができます。
- (3) プルダウンからの選択や入力チェックなど、簡単に入力できます。また、申請情報を保存すると、次回、その情報をもとに申請できます。
- (4) 申請のための消防署への移動時間、窓口での待ち時間が長いため、オンライン化で時間の大幅な短縮につながります。

※引き続き消防署窓口での届出・手続もご利用いただけます。

● 今後の取組について

今回の電子申請の運用により、申請にかかる大幅な時間短縮が見込まれ、利便性の向上が図られます。

今後も火災予防分野のデジタル化を推進し、市民や事業者の皆様の利便性向上を目指し、電子申請の拡大に取り組んでいきます。

お問合せ先

(①から⑤までの対象手続に関する事)	消防局予防課長	宇多 範泰	Tel 045-334-6601
(⑥から⑧までの対象手続に関する事)	消防局指導課長	間正 勝司	Tel 045-334-6641
(消防局内部システムとの連携に関する事)	消防局企画課長	城田 裕司	Tel 045-334-6531